

広域入所について

◎ 広域入所とは？

里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、住所を有する市町村以外の市町村に所在する保育施設等へ入所することをいいます。

※双方の市町村が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件となります。

◎ 広域入所の対象者

「保育を必要とする事由」以外に、次の事由のいずれかに該当する方が対象となります。

- ◆里帰り出産の際に、一緒に帰省した子どもを帰省先の保育施設等へ入所させることが適当であると認められる場合
- ◆保護者の勤務地・就労状況により、居住地の保育施設等では送迎等に無理が生じる場合
- ◆その他、双方の市町村長が必要であると認めた場合

◎ 手続き

- 1 玉川村に住所を有し、他の市町村に所在する保育施設等への入所を希望する場合
玉川村教育委員会 子ども・子育て支援係までご相談ください。
- 2 他の市町村に住所を有し、玉川村内の保育施設等への入所を希望する場合
住所を有する市町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

◎ 入所までの流れ

- 1 玉川村に住所を有し、他の市町村に所在する保育施設等への入所を希望する場合
 - ① 保護者が玉川村に対し、支給認定申請および入所申込を行う
 - ② 玉川村と入所希望先の市町村で保育の委託協議を行う
 - ③ 入所希望先の市町村から玉川村に対し、受託の回答がされる
 - ④ 玉川村から保護者に対し、支給認定および利用決定を行う
 - ⑤ 入所希望をした保育施設等から、保護者に対し保育サービスの提供が行われる

※入所希望をした保育施設等へは、入所希望先の市町村から受入を受託された場合に限り入所できるものであり、必ず入所できるものではありません。

- 2 他の市町村に住所を有し、玉川村内の保育施設等への入所を希望する場合

- ①住所を有する市町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

※玉川村内に住所を有する児童の入所が優先されますことをご留意ください。